法　律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

法律第十四号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千七百四十四人」を「二万千七百十三人」に改める。

附　則

この法律は、令和六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

法律第十五号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定農産加工業経営改善等臨時措置法

第一条中「農産加工品等」を「農産加工品及びその原材料たる農産物」に改め、「改善」の下に「及び原材料の調達の安定化」を加える。

第二条第一項中「材料」の下に「（以下「原材料」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　この法律において「特定農産加工業」とは、その業種に属する事業が農産加工業であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該事業により生産される農産加工品又はこれと競争関係にある農産加工品（これらの原材料たる農産物を含む。）に係る我が国が締結した条約その他の国際約束の履行によるこれらの農産加工品の輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として農林水産省令で定めるもの

二　小麦、大豆その他の世界的規模の需給のひっ迫による価格の高騰その他のその輸入に係る事情の著しい変化がある農産物として農林水産省令で定めるもの（第五条第一項及び第六条第一項第二号において「指定農産物」という。）又はこれを使用して生産された農産加工品（第五条第一項及び同号において「指定農産物等」と総称する。）を原材料として使用する農産加工業であって、当該輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として農林水産省令で定めるもの

第二条に次の二項を加える。

3　この法律において「特定農産加工業者」とは、特定農産加工業に属する事業を行う者をいう。

4　この法律において「特定事業協同組合等」とは、事業協同組合その他の政令で定める法人であって、特定農産加工業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするものをいう。

第三条の見出しを「（経営改善措置又は事業提携に関する計画の承認）」に改め、同条第一項中「又は事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「特定事業協同組合等」という。）」を「（前条第二項第一号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。以下この項、次項及び第五項第一号において同じ。）又は特定事業協同組合等（特定農産加工業者を構成員とするものに限る。以下この項、次項、第三項第四号及び第四項第四号において同じ。）」に改め、「（特定農産加工業」の下に「（同条第二項第一号に掲げる業種に限る。次項において同じ。）」を加え、「第五条第一項」を「第六条第一項第一号」に改め、「ものに限る」の下に「。第五条第一項並びに第六条第一項第一号及び第二号において同じ」を加え、同条第二項中「者（以下」の下に「この項及び第四項第四号において」を、「もの（以下」の下に「この項において」を加え、同条第五項第一号中「農産加工品等」を「前条第二項第一号に規定する農産加工品」に改める。

第四条第一項中「（以下「承認特定農産加工業者等」という。）」を削り、同条第二項中「承認特定農産加工業者等が」を「前条第一項又は第二項の承認を受けた者が当該」に、「以下「承認計画」という」を「第六条第一項第一号、第七条及び第十一条第一項において同じ」に改める。

第六条を削る。

第五条第一項を次のように改める。

株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするもの（中小企業者（同法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。）に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）に限る。）の貸付けの業務を行うことができる。

一　第三条第一項又は第二項の承認を受けた者（同項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。）　同条第一項又は第二項の承認に係る計画に従って経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し、造成し、若しくは取得し、若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。次号において同じ。）に必要なもの又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの

二　前条第一項の承認を受けた者　当該承認に係る計画に従って調達安定化措置を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用に必要なもの又は調達先としての指定農産物の生産地の変更、代替原材料の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用若しくは原材料たる指定農産物等若しくは代替原材料の保管を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの